

「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」のユネスコへの 推薦資産決定に関する意見書

長崎市には、「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」と「明治日本の産業革命遺産 九州・山口及び関連地域」の2つの世界遺産候補があります。

「長崎の教会群」については、常に「産業革命遺産」に先行して所要の手続きが進められてきており、世界遺産暫定一覧表への登録も2年早く、国への推薦書案提出も昨年行われました。

また、去る8月23日に開催された国の文化審議会では、ユネスコの作業指針に基づく「準備状況の判断基準」に照らし、推薦に値する十分な作業の進捗状況にあると評価され、今年度の推薦候補に選定されています。

一方「産業革命遺産」も有識者会議において推薦候補として選定されたところではありますが、民間所有のドックやクレーンなどの稼働資産についての管理保全計画の素案が、本年8月20日に初めて国より県・市に提示され、その内容については地元自治体との調整が未着手であります。

また、「端島（軍艦島）」については、日々風化が進む特殊な資産であり、保存管理方策については、検討段階であります。

このように、多くの課題が残された「産業革命遺産」は準備不足と言わざるを得ません。正式申請までの実質4カ月間の中で、市民の理解を得て、関係者間で共通認識のもと協定にまで取りまとめるのは至難であり、本市議会としては、イコモスの審査や現地調査、世界遺産委員会の審議に耐え得るまでの熟度に達していないものと判断します。

よって、国におかれては、国際的なルールの変更により世界文化遺産のユネスコへの推薦が1つの国から年に1件までとなった現況においては、「準備状況の判断基準」に照らして専門的学術的に高く評価され、客観的にも既に準備が整っている「長崎の教会群」を今年度の推薦資産として決定されることを強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

平成25年9月6日

長 崎 市 議 会